

県産水産物魅力向上推進事業（漁船）補助金 Q&A

問1. 申請に関する注意点を教えてください。

- (答) ・申請書類の作成及び提出等、申請にかかる経費は申請者の負担となります。
- ・提出された書類は返却しませんので、必要に応じて申請書類の写しを保管しておいてください。
 - ・申請書と必要な添付書類がそろい、内容に不備がないことを確認した時点で、申請書の正式受領となります。
 - ・申請書類の不備等がある場合は、電話等で問い合わせをさせていただくことがありますので、申請内容を説明できる申請者の方が対応してください。
 - ・選定の必要に応じ、募集要項に記載のない書類の提出や説明を求めることがあります。
 - ・選定の結果、交付決定されないことや申請額から減額して交付決定することがあります。
 - ・追加書類の提出期限を過ぎた場合や申請内容の確認にご回答いただけない場合等は、申請を辞退したものとみなします。

問2. 複数の漁船に装置を導入することはできるか。

- (答) できません。グループは、3名以上かつ3隻以上で構成する必要があり、申請者1名につき補助対象となる漁船は1隻までとなります。

問3. グループは、親子など親族でメンバーを構成してもよいのか。

- (答) グループの構成メンバーが、それぞれ補助事業の対象とする漁船を所有し、漁業許可等を有し、漁業操業を行っている場合は、親族等であっても構いません。

問4. グループの構成メンバーは、同じ漁業協同組合に所属している必要があるか。

- (答) 同じ漁港等の市場に漁獲物を陸揚げしている漁業者グループが補助対象者となりますので、必ずしも所属漁協は同一である必要はありません。

問5. 補助対象となる海水冷却装置とは、どのようなものか。

- (答) 漁船に設置されている生簀の中の海水温度を低下させる機能を有する装置で、漁獲した水産生物を活きた状態で出荷可能にするなど漁獲物の付加価値向上につながるものです。漁船の生簀の容量等に応じて、適切な規模の装置を選定するようにしてください。

問6. 海水冷却装置を漁船に設置する際の費用は補助対象となるか。

- (答) 設置工事費用も補助対象となります。

問7. 設置時には、漁船ごとに異なる部品が必要となるが、これらは補助対象となるか。

- (答) 海水冷却装置を設置する際に必要となる部品代も補助対象となります。

問 8. 補助事業はいつまでに完了する必要があるか。

(答) 令和3年1月末日までに、発注、納入、検収、支払等の全ての手続きが完了している必要があります。

なお、万一、補助期間内に事業が完了しないことが想定される場合には、事前にご相談ください。

問 9. 申請書に添付する見積書は、1者でよいか。

(答) 税込み単価 10 万円以上となる場合は、業者選定の妥当性を証明できるよう原則として 2 者以上から同一条件による見積を取ることが必要です。

ただし、性質上 2 者以上から見積を取ることが困難な場合は、該当する企業等を随意の契約先とすることができます。その場合、該当企業等を随意契約の対象とする理由書（業者選定理由書）が必要となります。

問 10. 海水冷却装置と設置工事の見積は、別々である必要があるか。

(答) 造船所等が海水冷却装置を仕入れて、設置工事を実施する場合は 1 つの見積で構いませんが、海水冷却装置の費用と設置工事費用を区分した見積としてください。この場合も、2 者以上の造船所等からの見積が必要となります。

問 11. 現金払いのものは補助対象となるか。

(答) 補助対象となるのは、銀行振り込みによる支払いのみとなります。現金払いやクレジットカードによる支払い等は対象外となります。

問 12. 実績報告で精算額が増額となった場合は、補助金は増額となるのか。

(答) 交付決定額が、補助金の上限額となります。なお、精算額が減額となった場合には、改めて補助金額を算出し、補助金額の確定を行います。

問 13. 補助金を概算払いしてもらえないのか。

(答) 補助事業が完了し、補助金の全体額が確定した後の精算払いとなります。

補助事業者から発注業者等へ代金を支払った後に実績に応じて補助金が支払われますので、補助事業の実施に当たっては、資金計画など十分な検討を行ってください。